

# 監 事 監 査 報 告 書

平成 2 7 年 5 月 2 0 日

社会福祉法人 広 島 愛 育 会  
理事長 築 地 フサ子 様

監 事 長 谷 川 薫 ㊞

監 事 畑 田 恵 子 ㊞

私たち監事は、社会福祉法人広島愛育会（以下（愛育会）という。）の平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの事業年度の理事の業務執行の状況及び財産の状況について監査をいたしました。

この監査にあたって、私たち監事は、社会福祉法人広島愛育会定款（以下「定款」という。）、社会福祉法人広島愛育会経理規程（以下「経理規程」という。）及び社会福祉法第 40 条及び関係法令に基づき実施いたしました。

監査の結果、私たち監事の意見は、次のとおりです。

- (1) 事業報告書は、定款、経理規程及び社会福祉法等に従い、当愛育会の事業の執行状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (2) 財産目録は、定款、経理規程及び社会福祉法等に従い、当愛育会の財産を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (3) 貸借対照表は、定款、経理規程及び社会福祉法等に従い、当愛育会の資産と負債の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (4) 資金収支計算書、事業活動収支計算書は、定款、経理規程及び社会福祉法等に従い、当愛育会の収入と支出の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。

以 上